

ファイナンス取引を一体の取引として引直計算をすべきであるとの原告の主張は、採用することができない。

イ 次に、争点(6) (被告は、民法704条前段の悪意の受益者か。)について判断すると、被告は、貸金業法の登録を受けた貸金業者であるところ、本件訴訟において、アイク取引及びディックファイナンス取引に関し、同法43条1項の要件に該当する事実を何ら主張立証しない。そうすると、アイク、ディックファイナンス及び被告は、同法43条1項の適用があるとの認識を有しており、かつ、そのような認識を有するに至ったことについてやむを得ないといえる特段の事情があるときでない限り、民法704条前段の悪意の受益者であると推定されるものというべきであるが、被告は、本件訴訟において上記特段の事情を立証しない。したがって、アイク、ディックファイナンス及び被告は、同法704条前段の悪意の受益者であったというべきである。

(3)ア 上記(1)に認定の事実と、上記(2)に基づいて[ ] 司法書士の権限について  
判断すると、本件和解契約時に原告と被告との間に存在した紛争の目的の  
価額は、原告が被告に対し本件和解契約時に有していた過払金返還請求権  
の額と、原告が本件和解契約4条により免除を得た原告の被告に対する借  
入金債務の額とを合算したものによると解するのが相当である。

イ(ア) そこで、まず、原告が被告に対し本件和解契約時に有していた過払金返還請求権の額について検討すると、アイク取引とディックファイナンス取引のそれぞれについて、別紙計算書2(1)及び(2)の各弁済金のうち利息制限法1条1項所定の利息の制限額を超えて利息として支払われた部分を元本に充当し、過払金が発生する度に、過払金に対して民法所定の年5分の割合による利息が発生したものとして計算すると、アイク取引については、別紙計算書2(1)のとおり、平成15年5月22日の時点で160万8963円の過払金が発生し、ディックファイナンス取引につ

いては、別紙計算書2(2)のとおり、同年7月23日の時点で13万6928円の借入金債務が残存していたと認められる。

- (イ) 次に、原告が本件和解契約により免除を得た被告に対する借入金債務の額について検討すると、上記(1)に認定のとおり、原告は、被告に対し、アイク取引に基づき平成15年5月22日の最終弁済時に98万0222円の借入金債務を負い、ディックファイナンス取引に基づき同年7月23日の最終弁済時に96万5502円の借入金債務を負っていたところ、原告は、本件和解契約4条によりこれらの免除を得たものである。

この点について、被告は、被告の原告に対する194万5724円の貸付残債権は、帳簿上の残高であり、[REDACTED]司法書士から利息制限法に基づく再計算の主張があったことにより、計算上又は法律上存在しないこととなったものであるから、法的な債務整理金額から除外されるべきであると主張する。しかしながら、被告は、上記各取引に基づいて上記各最終弁済時まで原告から弁済金を受領していたものであり、その後、[REDACTED]  
[REDACTED]司法書士が被告に対し、上記各取引について取引履歴の開示を請求し、更に、原告が被告に対し、過払金の返還を請求したことにより、被告の原告に対する上記貸付残債権が法律上当然に消滅する謂れはない。

- (ウ) 上記(ア)及び(イ)によれば、本件和解契約時に原告と被告との間で存在した紛争の目的の価額が140万円を超えていたことは明らかである。

ウ そうすると、[REDACTED]司法書士は、本件和解契約について代理することはできず、本件和解契約は、[REDACTED]司法書士の無権代理行為による無効のものとなる。

2 争点(2) (本件和解契約について、民法110条の表見代理が成立するか。) について

- (1) 原告が[REDACTED]司法書士に対し、司法書士法3条1項の範囲内で、自己の債務の整理を[REDACTED]司法書士に委任し、代理権を授与したことは、原告が自認する